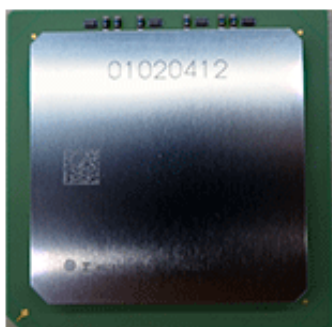


独自の特典について

「Society 5.0 に向けた高性能計算科学研究支援及び研究者育成支援に関する寄附金」に関する独自の特典として、学会発表時の謝辞やHPへの掲載等を行います。また、ご希望に応じて理化学研究所計算科学研究センターが開催するイベント等のご案内もお送りする予定です。

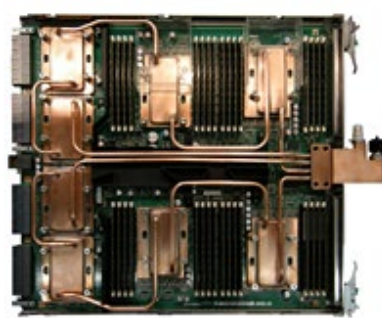
なお、本寄附金に対して、5万円以上寄附いただいた方には「京」で利用したCPUを活用したグッズを、特に高額な寄附をいただいた方には、ご希望に応じてシステムボードや「京」ロゴ入り化粧板をお送りすることが可能です。

「京」のCPU



提供:富士通株式会社

システムボード



提供:富士通株式会社

化粧板つき筐体



税法上の優遇措置について

理化学研究所への寄附金は、確定申告を行うことで、国税（所得税又は法人税）及び地方税（個人住民税）について、税法上の優遇措置を受けることができます。

個人寄附の場合

・国税／所得税

当研究所は、所得税法の定める「特定公益増進法人」で、当研究所への寄附金は「特定寄附金」に該当します。特定寄附金を支出した年分の確定申告で、その年中に支出した特定寄附金の合計額（総所得の40%相当額が限度）から2,000円を引いた額を総所得の合計額から控除することができます。なお、確定申告の際に当研究所からお送りする寄附金受領証明書（領収書）を添付、提示等する必要があります。

・地方税／個人住民税

1月1日現在の住所地の自治体が当研究所への寄附金を条例で寄附金税額控除の対象寄附金に指定している場合に、次のとおり個人住民税（個人県・府・市町村民税）の寄附金税額控除を受けることができます。（県・府と市区町村のどちらも指定している場合はそれぞれ控除されます。）

○個人県・府民税は、県・府が指定した寄附金の合計額（総所得の30%相当額が限度）から2,000円を引いた額の4%

○個人市町村民税は、市町村が指定した寄附金の合計額（総所得の30%相当額が限度）から2,000円を引いた額の6%

所得税の確定申告を行う方は、申告書第二表「○住民税に関する事項」の「寄附金税額控除」欄の記載も必要です。所得税の確定申告を行わず、個人住民税（個人県・府民税と個人市町村民税の両方又はいずれか一方）のみ寄附金控除を受ける場合は、住所地の市町村に申告手続を行う必要があります。

詳しくは、住所地の市町村にお問い合わせ下さい。

理化学研究所は、次の自治体から指定を受けています。

埼玉県、神奈川県、横浜市、宮城県、仙台市、大阪府、吹田市、京都府、木津川市、
神戸市、名古屋市、佐用町

※最新の情報については、上記自治体ホームページをご確認ください。

住所地が埼玉県、神奈川県、宮城県、大阪府、京都府の方は、個人県・府民税の寄附金控除を受けることができます。

また、住所地が横浜市、仙台市、吹田市、木津川市の方は、市の個別の指定を受けているので、あわせて個人市民税の寄附金控除を受けることができます。

なお、住所地の市町村により、あわせて個人市町村民税の寄附金控除を受けられることがあります。

詳しくは、住所地の市町村にお問い合わせください。

住所地が神戸市、名古屋市、佐用町の方は個人市町村民税の寄附金控除を受けることができます。

法人寄附の場合

・国税（法人税）

当研究所は、法人税法の定める「特定公益増進法人」で、当研究所への寄附金は「特定公益増進法人に対する寄附金」に該当します。

特定公益増進法人に対する寄附金を支出した日を含む事業年度の確定申告において、一般の寄附金とは別枠で損金の額（（所得の6.25%相当額+資本金等の0.375%相当額）×1/2が限度）に算入することができます。